

認知症介護研修の概要について

○認知症介護実践研修(実践者研修・実践リーダー研修)

- ・平成12年度から「認知症(痴呆)介護実務者研修(基礎課程・専門課程)」として実施されていたが、平成17年5月13日の国通知により「認知症介護実践研修(実践者研修・実践リーダー研修)」として開始された。
- ・平成18年3月31日の新たな国通知により、「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」が定められた(これに伴い平成17年通知は廃止)。

○認知症対応型サービス事業管理者研修

- ・小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所の管理者及び就任予定者に対して実施する。
- ・認知症介護実践研修(実践者研修)修了済み(又は見込み)又は旧基礎課程修了済みであることが受講要件。

○小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

- ・小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に受講が義務づけられている。
- ・認知症介護実践研修(実践者研修)修了済み(又は見込み)又は旧基礎課程修了済みであることが受講要件。
- ・計画作成者(予定者)は、本研修の修了と介護支援専門員の資格が必要(サテライト型は介護支援専門員以外の者も可)。

○認知症対応型サービス事業開設者研修

- ・小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の「代表者」に受講が義務づけられている。

【参考事項】

①国が受講を義務づけている研修

	管理者	計画作成担当者	代表者(開設者)
小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所	認知症介護実践研修(実践者研修) もしくは 認知症(痴呆)介護実務者研修(基礎課程)	認知症介護実践研修(実践者研修) もしくは 認知症(痴呆)介護実務者研修(基礎課程) + 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修
認知症対応型共同生活介護事業所	+ 認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症介護実践研修(実践者研修) もしくは 認知症(痴呆)介護実務者研修(基礎課程)	
認知症対応型通所介護事業所			

②みなし措置について

管理者、代表者(開設者)に必要な研修を修了しているとみなして差し支えないとされているものは次のとおり (H24. 3. 16 付厚生労働省通知を参照)。

1 管理者

ア H18. 3. 31 までに実践者研修又は基礎課程を修了した者であって、H18. 3. 31 に現に特養等の管理者の職務に従事している者。

イ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者については、前記アの他、認知症高齢者グループホーム管理者研修(H17 年度実施分)の修了者。

2 代表者(開設者)

ア 実践者研修又はリーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修の修了者(H17 年度実施分)。

イ 基礎課程又は専門課程の修了者(H12～16 年度実施分)。

ウ 認知症介護指導者研修の修了者(H12～16 年度実施分、H17 年度実施分)

エ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修の修了者(H13 年通知に基づき実施されたもの)

③その他

看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者、代表者が保健師もしくは看護師の場合は、当該研修を修了している必要はない(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準〔H27. 1. 22 改正〕)。